

〈7〉地域の記憶の収集・継承・活用に関する調査研究

市政研究センター 専門研究員 橋爪 孝介

要旨 本研究では地域の記憶の収集・継承・活用の事例を示し、本市で取り組む際の方向性を提案する。地域の記憶の収集手法は5つあり、収集を行う際にはこの中からいくつか選択する。継承するには収集した情報の編集の是非を検討し、共有の機会と継承の場の創出が必要である。活用は地域愛着・シビックプライドの醸成などの例があるが、留意点も存在する。歴史文化基本構想の実現のためにも、市民による地域の記憶の継承・活用を促進する施策が求められる。

キーワード：地域の記憶，市民，文化財，歴史文化基本構想

1 はじめに

昭和25年の文化財保護法制定以来、わが国の文化財行政は文化財を「保存」することに重点を置いてきたが、平成8年の文化財登録制度の創設により、文化財の「活用」という新たな視点を取り入れた。しかし文化財の指定等は学術的・芸術的価値を重視したものであり、市民の価値付けを反映する仕組みがないため、文化財と市民・地域の乖離が指摘されている（森屋 2014）。

乖離をなくすには市民が価値を認める文化財を市民が能動的に保護する「地域主義の文化財保護」が求められる。この観点では地域の記憶¹となる文化財、たとえば廃校舎の保護・継承が行われる（森屋 2014）。また地域の記憶そのものを地域愛着の醸成（松村 2019）や被災地の復興（槻橋ほか 2013）に役立てる取組も各地でみられる。

宇都宮市（以下「本市」という）は平成30年策定の「歴史文化基本構想」に則り、文化財と市民・地域の距離を近付ける文化財行政を進めており、地域の記憶の継承活動の考え方に合致している。そこで本研究は歴史文化基本構想の理念を市民に広め、構想の実現に資することが期待できる「地域の記憶」に注目し、その収集・継承・活用

に関する先行事例をもとに、本市で取り組む場合の方向性を提案することを目的とする。

2 地域の記憶をめぐる取組

(1) 出版物からみた「地域の記憶」の動向

全国的な地域の記憶に関する動向を明らかにするため、国立国会図書館サーチ・聞蔵Ⅱビジュアル（朝日新聞）・毎索（毎日新聞）・ヨミダス歴史館（読売新聞）の4つのデータベースを用いて「地域の記憶」でキーワード検索を行った²。

出版年代に注目すると（図1）、平成7年に朝日・読売新聞に掲載された新聞記事が最も古く、雑誌記事では平成8年、図書では平成17年

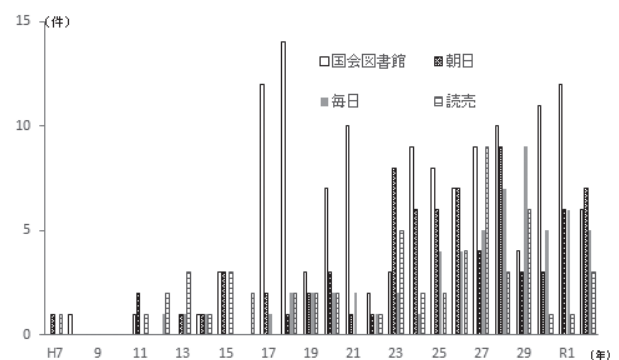


図1 地域の記憶に関する出版物数の推移

筆者作成

² 「地域の記憶」で完全一致したものに限られるため、たとえば地域の戦争の記憶」等は検索結果に含まれない。検索結果のうち、別名で登録された同一出版物、書評、短文の告知記事、参考文献のみに「地域の記憶」を含む論文等を除いたものを分析の対象とした。検索結果は令和3年2月1日に最終確認を行った。

¹ 場所の記憶、まち（町・街）の記憶、地域空間の記憶とも呼ばれる。本研究では「地域の記憶」で統一する。

が最古であった。国立国会図書館サーチの平成17年・18年の件数が突出しているのは、月刊誌『ガバナンス』が表題に「地域の記憶」を冠した連載を行ったためである。また東日本大震災を経て地域の記憶への関心が上昇したことから、平成23年以降の出版物数の増加が顕著である。

表1 地域の記憶に関する出版物が扱う主題

分野	国会図書館	朝日	毎日	読売
歴史・文化	87	56	38	44
記録・管理	35	13	6	7
政策	30	0	0	0
博物館・図書館	18	5	3	1
災害・防災	16	15	15	9
戦争	13	6	10	2
地域連携	12	1	1	1
教育	8	1	1	0
環境	3	0	0	1
分析件数	133	77	61	56

注) 複数の分野にわたる出版物が多いため、合計数は分析件数と一致しない。

筆者作成

出版物が扱う主題に注目すると(表1)、いずれのデータベースも地域の歴史・文化に関するものが半数以上を占める。とくに高齢者から過去の地域の様子や伝統文化について聞き取りを行い、その成果を冊子等にまとめたという実践的活動が多く、地域の記憶を建築やアートプロジェクトに活用する取組も含まれる。次に多いのは国立国会図書館サーチが「記録・管理」、新聞3紙が「災害・防災」であった。「記録・管理」は地域の記憶の保存・保管に関する内容であり、デジタルアーカイブの作成や現物の管理方法に関するものが中心である。「災害・防災」は東日本大震災に関するものが大半で³、災害を地域の記憶として継承する活動、復興のために地域の記憶を復元する取組、被災しなかった地域が東日本大震災を契機

3 東日本大震災以前に災害・防災の文脈で「地域の記憶」を用いた出版物は全体で5件にとどまった。東日本大震災以前に「記憶」に関する社会学の文献を分析した若林(2009)もデータベースの検索結果から「災害の記憶」の研究は(存在したはずであるが)顕在的に見出せなかったと述べている。

として地域の記憶を見つめ直す運動などを取り上げている。

以上から、地域の記憶に関する取組は平成17年以降に盛んとなり、歴史・文化に関するものが多く、地域の記憶の保存方法や災害の記憶の継承にも関心が払われているといえる。

(2) 地域の記憶の定義

地域の記憶をキーワードとして最初期に用いた吉兼(1996)は地域住民が先祖代々受け継いできた営みが結果的に環境保護につながっていたことを指摘し、その営みが軽視・衰退・喪失されることによって環境破壊が起きると主張した。そこで「環境に関わる地域の記憶の井戸を掘り、豊かな環境文化を汲み出し、各井戸の水脈を介して環境を護っていくことが今大切である。」と比喩的に表現し、環境保護活動とは忘却されていく環境文化に対する地域の記憶との闘いであると述べた。

しかしながら吉兼は地域の記憶が何であるか定義しておらず、後続の研究者も地域の記憶を特段定義することなく⁴用いてきた。そこで本研究では、前節で収集した出版物における「地域の記憶」の使用法と吉兼(1996)の用法を参照し、「有形・無形の事物に媒介され、人々に継承される、地域に根差した集合的記憶⁵」と定義する。

(3) 本市行政の取組

本市では「地域の記憶」と直接的に明言した事業は行われていないが、地域の記憶と関連する取組をすでに実施している。とくに歴史文化基本構想では指定・未指定を問わず歴史文化資源を広

4 地域の記憶を定義した研究がまったくなかったわけではない。たとえば鄭(2014)は「場所の記憶」について、「特定の場所やまちでの思い出、街並みや工場や倉庫などの近代産業遺産をはじめ、狭い路地、生活習慣、ちょっとした物語など、些細で目に見えないもの」という定義を与えている。

5 集合的記憶とは、従来個人的なものと考えられてきた記憶が家族や国民などさまざまな集団においても存在するという想定の下で用いられる概念である(溝井 2009)。

表2 地域の記憶と関連する本市行政の取組

取組	内容
歴史文化基本構想	歴史文化資源を周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための指針 ・資源の指定・未指定を問わない ・郷土資料や市民ワークショップから歴史文化資源を抽出 ・分かりやすく伝えるために「8ストーリー」を作成
市民遺産制度	歴史文化資源を認定し「地域の宝」として顕彰、保存継承活動を支援する制度 ・資源型（資源そのものを認定、無期限） ・総合型（資源＋保存継承活動を認定、10年間）
宇都宮学	小中学生が市の歴史・文化・産業などを理解し、愛情と誇りを持てるようにする取組 ・小学校：社会科との関連付け（中学年）→副読本を使った探究的学習（高学年） ・中学校：副読本を使った探究的学習（R3年度から）
戦災記録保存事業	宇都宮空襲を中心に体験談、写真、資料などを収集、報告書を発行（H11～13）
デジタルアーカイブ	視聴覚ライブラリー 8ミリフィルムの収集、一部公開（昭和の映像、H21～） 市立図書館 古文書・絵葉書等 約200点（H29～）
情報発信	地域データブック 地理、歴史、施設等、39地区中16地区で発行済み（H26～）
	YouTubeチャンネル 祭りの映像など（現在のもの、H21～）
	「広報うつのみや」の特集コーナー（HPで公開） ・ふれあい広場（文化財、H4～H8） ・路物語（通り、H24） ・まち紀行（旧町名、H25） ・昭和の記憶（古写真、H26） ・今昔アングル（古写真、H27） ・120年の軌跡（年表、H28）
	「宇都宮の歴史と文化財」HP 歴史文化資源、8ストーリーを紹介

筆者作成

く捉え、その周辺環境まで含めて保存することで、人づくりやまちづくりに活用していくという方針を打ち出しており、地域の記憶の考え方と一致している⁶。同構想は本市の歴史を市民にわかりやすく伝える8ストーリーを提唱し、歴史文化資源とその保存活用の活動をセットで認定する市民遺産制度の創設を提案した。市民遺産制度は令和元年に創設し、令和3年2月に9件を初認定した。ほかにも表2にあげたような地域の記憶と関連する取組が行われている。

3 地域の記憶の収集と継承

(1) 地域の記憶の収集

地域の記憶の収集には、地域の記憶を語る「提供者」と提供者から記憶を集める「収集者」が必要となる。収集者が地域の記憶を収集する対象地域の住民である場合、提供者にもなりうる。先行事例が採用していた収集手法は、次の5つに分類できることがわかった。実践では複数の手法

を組み合わせる例が多い。以下にそれぞれの手法とその特徴を説明する。

1) 個別調査法

個別調査法は収集者が提供者一人ひとりに対しインタビューやアンケート調査を行うことで地域の記憶を収集する手法である。収集者と提供者の信頼関係が重要になるため、収集者によって得られる情報が変わる（中庭 2009）。

提供者に写真を見せて語ってもらう方法もある。使用する写真は、特定の被写体に寄ったものよりも、その周辺を含めて撮ったものの方が多くの地域の記憶を引き出すことができる（古賀・横山 2007）。ランドマークの少ない地域では空中写真も有用である（矢ヶ崎・一ノ瀬 2013）。

2) 投稿法

提供者が地域の記憶を文章にまとめ、用紙に記入して郵送または回収箱に入れる、あるいはインターネット上の投稿フォームや電子メールで送信することで収集する方法である。平成12年に滋賀県の愛知川町立図書館（現愛荘町立愛知川図書館）が住民に地域情報を記入してもらう「町のこしカード」の収集を開始したのを嚆矢として、各地の図書館で同様の取組が行われている（相宗 2016）。インターネットを用いた方法では、提供者が自ら撮影した写真に50字以内のレポートを

⁶ 清水・中村（2018）は地域の記憶の継承にあたり、既往の文化財保護や景観保全に加えて、消失したもの・複合的な価値を持つもの・領域に関わるものを含めた幅広い歴史的資産の扱いや、地域住民等と歴史的資産との関わりを含めた物的保全と社会的活動に総体的に取り組むことが必要であると述べており、歴史文化基本構想の理念と一致している。

添えて投稿する「まちのたね」の例がある（平良 2015）。

3) ワークショップ法

提供者を1か所に集め、各人に自由に語ってもらい地域の記憶を収集する方法である。ある人が語った内容から派生し、別の提供者が話題を広げることで、1人では思い出せなかった地域の記憶を収集できる可能性がある。複数人で話し合うことで地域の共通理解が生まれる。

4) 書き込み法

地域の地図、写真、立体模型等を1か所に掲示・設置し、来場した提供者に地域の記憶を自由に書き込んでもらう⁷ことで収集する方法である。収集者は会場に常駐し、必要に応じて提供者に声かけを行う（槻橋ほか 2013）。他者の書き込みを参照しながら記入できるため個人では思い出せなかった地域の記憶を収集できる可能性がある。特定地点に書き込みが集中すると、後から来た提供者が記入できなくなる問題が発生する⁸。

5) 資料活用法

既往文献や史料から地域の記憶に関する記述を抽出することで収集する方法である。本市では歴史文化基本構想の策定時に歴史文化資源を洗い出すためにこの手法を採用した。上井ほか（2016）は個別調査法の実施前にこの手法で時代区分を行い、提供者の世代区分にも役立てている。

(2) 地域の記憶の継承

1) 収集した情報の取扱

提供者から収集した情報を地域の記憶として継承する際、一般的には紙または電子媒体で記録に残す。記録作成には編集を伴うが、編集者は恣

意的な情報の取捨選択・脚色を行わないよう注意しなければならない。ただし差別用語や個人情報を含んでいないかの確認、指示語への補注の挿入（岐阜女子大学デジタルアーカイブ研究所編 2017）といった編集者の積極的な対応が求められる場面もある。

紙と電子媒体の選択も重要である。たとえば前川（2014）⁹の場合、テキスト採録は映像編集に比べて作業負荷が大きいことと、人格的な側面を完全に記録し継承するには映像による記録しかないとの考えから、映像による記録・保存にこだわっている。

2) 共有の機会の創出

上井ほか（2016）は地域の記憶が語られる機会の創出が必要と述べている。たとえば地域の記憶に関する調査成果の報告会や市民講座などの場で発表することで、参加者に継承を促す。語り部による講演や、展示会・交流イベント等を組み合わせることでより多くの人が興味関心を持てる工夫をするとよい（鄭 2014）。ワークショップ法で収集する場合、ワークショップの最後に発表時間を設けて、参加者全員で地域の記憶を共有する方法もある（佐藤ほか 2018）。

3) 継承の場の創出

地域の記憶を災害復興と結びつけた展示を取り入れる災害博物館があるように、博物館は地域の記憶の継承の場となりうる（阪本ほか 2009）。また、エコミュージアムのように物理的な博物館施設を持たずとも、会員の経験や人的ネットワークを利用して個人や団体を結びつけ、地域の記憶を継承していくこともできる（鄭 2014）。

戦争や災害にまつわる記憶は、慰霊祭を通して継承することが少なくないが、開催履歴が長くなるにつれ継承される地域の記憶が変化することがある。たとえば鹿児島県知覧の慰霊祭は当初、

7 直接書き込む、付箋に記入して貼り付ける、小旗に記入して旗を立てる方法がある。

8 解決策として個々の記憶を電子媒体に記録し、記憶と関連する地点にQRコードを付した小さなブロックを置く「つみがたり」という手法が考案されている（鈴木ほか 2016）。ただし模型を使用した槻橋ほか（2013）は、半数以上の提供者が地域の記憶を語らずに特定の地点に旗を立てるだけであったと報告している。

9 地域イベントや講座等を地域映像アーカイブとしてケーブルテレビ・インターネットで配信する活動を行っている。

地元の戦没者を主に慰霊する場であったが、次第に特攻へと関心が移っていった（福岡 2017）。

4 地域の記憶の活用

(1) 主な活用事例

地域の記憶そのものを活用する例と、地域の記憶の収集活動から副次的な効果を得る例がある。

1) 地域愛着・シビックプライドの醸成への活用

松村（2019）が地域の記憶をミニ新聞にまとめ市民の間で共有する活動を行ったところ、新聞を読んだ人は未読者に比べ、地域愛着が有意に上昇した。また、5年間の実践活動により、まちの好感度と居住持続性が向上した例（山本 2006）もある。市民の手で地域の記憶の収集・継承を行う活動を通して、市民のシビックプライドの醸成を支援するNPOも存在する（島袋・三嶋 2020）。

2) 観光・まちづくりへの活用

兵庫県赤穂市では「忠臣蔵のふるさと」という地域の記憶を生かし、城郭の復元や城下町を想起させる通りの整備¹⁰による景観まちづくりを行った（片柳 2015）。しかし観光やまちづくりの文脈では消費地へ向けた演出として「物語」を創作する傾向が指摘されており（平良 2015）、実際との乖離に注意する必要がある。

3) 災害復興・防災への活用

平成17年の福岡県西方沖地震で被災した福岡県の玄界島では、復興時に高齢者が公営住宅へ入居し、中年層が戸建住宅を再建した結果、居住地ごとに同質の住民によるコミュニティが形成され、被災前の多世代コミュニティが崩壊した（岡田 2013）。このようなことが再び起きないように、東日本大震災の被災地では「コミュニティに

依拠した復興」が提唱された。これを実現するためには、住民から地域の記憶を収集し、世代間の価値観の差を明らかにすることの有用性が指摘されている（矢ヶ崎・一ノ瀬 2013）。また来るべき災害に備えてあらかじめ地域の記憶を収集しておき、事前に復興計画を策定する取組（佐藤ほか 2018）も行われている。

4) 教育・医療福祉への活用

教育的な効果として、地域の記憶の収集活動に小学生や大学生が参加することで、地域理解や愛着を深め、地域の一員として社会に参加する意識を芽生えさせる効果（松村 2019）があげられる。ほかにも、地域の記憶を収集・編集するうえで、コミュニケーション能力や社会調査スキルの習得が期待できる。医療福祉的な効果として、高齢者が他者に地域の記憶を語るることにより、自身の人生を再評価し、人生の満足度を高め、心理的な健康の向上と介護予防の効果が期待される（松村 2019）。また被災者が地域の記憶を語ることによって、災害経験の悲しみから立ち直る「グリーフワーク」としても活用できる（槻橋ほか 2013）。

(2) 活用に係る留意事項

1) 信憑性の問題

地域の記憶は、検証できない情報や提供者の記憶違いの発生が懸念される。大阪市立図書館では、ある市民から提供された情報に別の市民から寄せられた情報を付加したり、図書館の蔵書を参考文献として掲載したりする（相宗 2016）ことで正確性を担保している。

2) 恣意性の問題

継承・活用する人が自身にとって都合の良い地域の記憶だけを抽出し、利用する可能性がある。また、地域の記憶の収集段階において、提供者が現在の立場から過去を語ることから、自身が優位となるような記憶のみを語る、あるいは記憶を脚色する可能性もありうる（中庭 2009）。

¹⁰ 片柳(2015)は通りの整備について、歴史性は希薄であるが「忠臣蔵のふるさと」という地域の記憶を再確認、あるいは再認識させる事業であったと評している。

3) 活用の是非の問題

地域の記憶として収集できたものの、活用を拒まれる事態が発生している。地域の伝統行事や祭りは撮影許可を得られても、プライバシー等の問題からすぐには公開できないことが多い（岐阜女子大学デジタルアーカイブ研究所編 2017）。

5 おわりに

地域の記憶は市民が各々の記憶を持ち寄ることとで形成されていくことから、市民の関心を引きやすく地域の歴史文化への興味の扉を開く可能性を秘めている。本市ではすでに資料活用法による歴史文化資源のリストアップが行われた実績があることから、投稿法など別の手法を利用して地域の記憶を収集するのがよいと考えられる。また、市民が地域の記憶を自発的に継承・活用したくなるよう、活動を支援する専門家の派遣や、誰もが地域の記憶を自由に探索できる文化財のデジタルアーカイブの公開等が求められるであろう。

参考文献

- 相宗大督, 2016, 「公立図書館における住民との協働による地域資料サービスの構築」『カレントアウェアネス』328, 15-21
- 岡田知子, 2013, 「住宅再建と生活文化の継承」『農村計画学会誌』31(4), 558-561
- 片柳勉, 2015, 「旧城下町赤穂の景観まちづくりにみる地域の記憶」『地球環境研究』17, 71-81
- 岐阜女子大学デジタルアーカイブ研究所編, 2017, 『地域文化とデジタルアーカイブ』樹村房
- 古賀紀江・横山ゆりか, 2007, 「場所記憶と回想」『日本生理人類学会誌』12(2), 95-98
- 阪本真由美・木村周平・松多信尚・松岡格・矢守克也, 2009, 「地震の記憶とその語り継ぎに関する国際比較研究—トルコ・台湾・インドネシアの地域間比較から—」『京都大学防災研究所年報』52B, 181-194
- 佐藤克志・金玖淑・大津山堅介・牧紀男, 2018, 「事前復興計画案策定における地域の記憶抽出の試み—和歌山県由良町衣奈地区を対象として—」『地域安全学会論文集』32, 29-37
- 島袋美由紀・三嶋啓二, 2020, 「住民主体の地域デジタルアーカイブ構築と活用によるシビックプライド向上の展望：沖縄県那覇市首里石嶺町の事例から」『デジタルアーカイブ学会誌』4(2), 89-92

- 清水肇・中村友美, 2018, 「地域の記憶継承のための歴史的資産のあり方の検討 戦後の強制移転を経た沖縄県読谷村K集落での取り組みから」『日本都市計画学会 都市計画論文集』53(3), 1267-1274
- 上井萌衣・後藤春彦・吉江俊, 2016, 「東京下町で共有される地域の記憶とその伝承がなされる集団に関する研究—東京スカイツリー開発以前の世代がもつ下町像に着目して—」『日本都市計画学会 都市計画論文集』51(3), 1117-1122
- 鈴木宣也・蛭澤法子・後藤良太・井口仁長・森田秀之, 2016, 「地域の記憶を引き出すための記録・閲覧の研究と実践」『日本デザイン学会デザイン学研究』63, 320-321
- 平良斗星, 2015, 「まちのたねと市民参加による地域アーカイブ」『情報の科学と技術』65(6), 229-232
- 鄭一止, 2014, 「場所の記憶」の複合によるエコミュージアム型まちづくり～館山まるごと博物館を事例として～『ヘリテージまちづくりのあゆみ』安房文化遺産フォーラム, 62-101
- 槻橋修・友淵貴之・秋田遼介, 2013, 「浪江町請戸地区における場所の記憶の保存と活用に関する試論 被災地域におけるグリーンワークとしての1/500 復元模型を用いた着彩—対話型ワークショップの提案」『神戸大学大学院工学研究科・システム情報学研究科紀要』5, 13-24
- 中庭光彦, 2009, 「オーラルヒストリーを地域開発意思決定の教訓とするための条件—開発政策史の観点から—」『日本都市社会学会年報』27, 49-59
- 福岡良明, 2017, 「ポピュラー・カルチャーにおける「継承」の過剰と脱歴史化—知覧に映る記憶のポリティクス—」『フォーラム現代社会学』16, 104-115
- 前川道博, 2014, 「地域の記憶を映像化するメディアミックス型公開実践法の評価と課題」『日本教育情報学会年會論文集』30, 212-213
- 松村暢彦, 2019, 「実践的教育活動を通じた地域の記憶の継承」『EPCR』43, 19-24
- 溝井裕一, 2009, 「伝説と集合的記憶—伝説において過去はいかに「想起」されるのか—」『関西大学東西学術研究所紀要』42, 61-99
- 森屋雅幸, 2014, 「コミュニティによる地域文化財の保護と活用の考察—山梨県内における藤村式建築保存・活用の動向を中心に—」『法政大学大学院紀要』73, 199-224
- 矢ヶ崎太洋・一ノ瀬友博, 2013, 「オーラルヒストリーの収集と分析による東日本大震災以前の記憶と地域イメージ—宮城県気仙沼市唐桑町舞根地区の事例—」『農村計画学会誌』32, 209-214
- 山本徳司, 2006, 「住民参加ワークショップによる地域景観づくりの実践と課題」『村落社会研究』12(2), 35-45
- 吉兼秀夫, 1996, 「フィールドから学ぶ環境文化の重要性」『環境社会学研究』2, 38-49
- 若林幹夫, 2009, 「郊外, ニュータウンと地域の記憶—集合的記憶の都市社会学試論—」『日本都市社会学会年報』27, 1-19